一般財団法人日本中国語検定協会　定款

第1章 総則

（名称）
第1条 この法人は，一般財団法人日本中国語検定協会と称する。
（事務所）
第2条 この法人は，主たる事務所を東京都中央区に置く。
2 この法人は，理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

（目的）
第3条 この法人は，中国語に関する技能審査を行うとともに，日本における中国語の普及と中国語学習の振興向上をはかり，もって日中両国の経済・教育・文化の交流に寄与することを目的とする。
（事業）
第4条 この法人は，前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（1）中国語検定試験の実施及びこれに関連する事業
（2）中国語に関する研修・講習・講演等の事業
（3）中国語に関する出版物の刊行
（4）その他前条の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

（基本財産）
第5条 この法人の基本財産は，次に掲げるものをもって構成する。
（1）一般財団法人認可申請時の財産目録中基本財産として記載された財産
（2）基本財産とすることを指定して寄附された財産
（3）理事会において，その他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
2 基本財産は，この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず，基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは，理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。
（財産の管理）
第6条 この法人の資産は代表理事が管理し，その管理の方法は理事会の決議による。ただし，その使途または管理の方法を指定して寄附された財産については，その指定に従わなければならない。
（事業年度）
第7条 この法人の事業年度は，毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第8条 この法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は，代表理事が作成し，理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。
2 前項の書類は，主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
（事業報告及び決算）
第9条 この法人の事業報告及び決算は，毎事業年度終了後，代表理事が次の書類を作成し，監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。
（1）事業報告
（2）事業報告の附属明細書
（3）貸借対照表
（4）損益計算書（正味財産増減計算書）
（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（6）財産目録
2 前項の承認を受けた書類のうち，第1号，第3号，第4号及び第6号については定時評議員会に提出し，第1号はその内容を報告し，そ

の他については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか，監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに，定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第10条 この法人に，評議員15人以上25人以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い，評議員会において行う。

2 評議員の資格は法令に定めるもののほか，選任しようとする当該定時評議員会の日現在の年齢が満70歳未満であることを要する。

3 評議員はこの法人の理事，監事または使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は，選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また，再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された者の任期は，前任者の任期満了の時までとする。

3 評議員は，第10条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了または辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）

第13条 評議員は無報酬とする。ただし，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は，すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は，次の事項について決議する。

（1）評議員の選任または解任

（2）理事及び監事の選任または解任

（3）理事及び監事の報酬等の基準

（4）貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

（5）定款の変更

（6）残余財産の処分

（7）基本財産の処分及び除外の承認

（8）その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は，定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内，定例評議員会として毎年12月に開催するほか，必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は，代表理事に対し，評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

3 代表理事は，評議員会開催の5日前までに，評議員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項の規定にかかわらず，評議員全員の同意があるときは，招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

（議長）

第18条 評議員会の議長は，評議員会において互選する。

（決議）

第19条 評議員会の決議は，議決に加わることができる評議員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず，次の決議は，議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）定款の変更

（3）基本財産の処分または除外の承認

（4）その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては，候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第20条 評議員会の議事については，法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には，議長及び出席した評議員2人がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

3 前項の議事録は，評議員会の日から10年間，主たる事務所に備え置くことを要する。

第6章 理事及び監事

（理事及び監事の設置）

第21条 この法人に次の理事及び監事を置く。

（1）理事 7人以上12人以内

（2）監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし，代表理事を除く理事のうち1人または2人を副代表理事とする。

3 この法人の代表理事を理事長，副代表理事を副理事長と通称する。

（理事及び監事の選任）

第22条 理事及び監事は，評議員会の決議により選任する。

2 代表理事は，理事会の決議により理事のなかから選定する。副代表理事は，代表理事が指名する。

3 理事及び監事の資格は法令に定めるもののほか，選任しようとする当該定時評議員会の日現在の年齢が満70歳未満であることを要する。

4 前項の規定にかかわらず，任期満了時に代表理事の地位にある理事は，引き続き理事に選任される資格を失わないものとする。

5 監事はこの法人の理事または使用人を兼ねることができない。

（理事及び監事の解任）

第23条 理事または監事が，次のいずれかに該当するときは評議員会の決議により解任することができる。

（1）心身の故障のため，職務執行に支障があり，またはこれに堪えないとき

（2）職務上の義務に違反，または職務を怠ったとき

（理事及び監事の任期）

第24条 理事及び監事の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また，再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任した者の任期は，前任者の任期満了の時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず，増員により選任された理事の任期は，選任時に存在する他の理事の任期満了の時までとする。

（理事及び監事の報酬）

第25条 理事及び監事は，原則として無報酬とする。ただし，評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支払うことができる。

2 理事及び監事には，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。

2 代表理事は，法令及びこの定款で定めるところにより，この法人を代表し，その業務を執行する。

3 副代表理事は，代表理事を補佐する。また，必要に応じて代表理事に代わって法人を代表し，その業務を執行する。

4 代表理事は，毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。

2 監事は，いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め，この法人の業務及び財産状況の調査をすることができる。

（顧問）

第28条 この法人に，顧問を置くことができる。

2 顧問はこの法人に功労のあった理事のうちから，理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

3 顧問は代表理事から相談を受けた事項について意見を述べることができる。

4 顧問は無報酬とする。ただし，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 顧問に関する必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

第7章 理事会

（構成）

第29条 理事会は，すべての理事をもって構成する。

（権限）

第30条 理事会は，次の職務を行う。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）代表理事の選定及び解職

（開催）

第31条 理事会は，定例理事会として毎年5月及び11月に開催するほか，必要がある場合に開催する。

（招集）

第32条 理事会は，代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは，副代表理事が理事会を招集する。

3 代表理事以外の理事は，代表理事に対し，理事会の目的である事項及び招集の理由を示して理事会の招集を請求することができる。

4 代表理事は，理事会開催の5日前までに，理事及び監事に対して招集通知を発するものとする。ただし，緊急を要するときはさらに短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず，理事及び監事全員の同意があるときは，招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第33条 理事会の議長は，代表理事がこれに当たる。

（決議）

第34条 理事会の決議は，法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き，当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし，監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

（報告の省略）

第36条 理事または監事が，理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは，当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は，第26条第4項に規定する報告については適用しない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については，法令で定めるところにより議事録を作成し，出席した代表理事及び監事がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

2 前項の議事録は，理事会の日から10年間，主たる事務所に備え置くことを要する。

第8章 定款変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は，評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は，第3条，第4条及び第11条についても適用する。

（解散）

第39条 この法人は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金及び残余財産の帰属）

第40条 この法人は，剰余金の分配を行うことができない。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は，評議員会の決議を経て国に帰属させるものとする。

第9章 公告方法

（公告方法）

第41条 この法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は官報による。

第10章 事務局その他

（事務局）

第42条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は，理事会の決議を経て代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は，理事会の決議により別に定める。

（規則の制定）

第43条 この定款に定めるもののほか，この法人の運営に必要な規則は，理事会の決議を経て代表理事が定める。

附則

1 この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは，第7条の規定にかかわらず，解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は上野惠司とする。

4 この法人の最初の理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事 岩佐昌暲，上野惠司，内田慶市，榎原茂樹，大島吉郎，大塚秀明，日下恒夫，黒坂満輝，佐藤晴彦，山田留里子

監事 阿邉淳，児野道子

5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

荒川清秀，伊井健一郎，植田均，閻紅生，王占華，大瀧幸子，西条正，齋藤敏康，佐藤利行，髙村麻実，地蔵堂貞二，張勤，冨田昇，西井和弥，野村邦近，増野仁，村上公一，山下輝彦，楊凱栄，魯暁琨

附則（平成31年4月1日）

1 この定款の変更は，平成31年4月1日から施行する。

附則（令和2年7月1日）

1 この定款の変更は，令和2年7月1日から施行する。

附則（令和2年12月13日）

1 この定款の変更は，令和3年1月1日から施行する。